

2013年8月16日
武富士の責任を追及する全国会議
(代表 弁護士 新里宏二)
事務局長 弁護士 及川智志

傍聴の呼びかけ

武富士創業家責任追及 被告健晃氏本人尋問の実施

会社更生中の大手消費者金融、武富士。同社を支配していた創業家(武井家)に対し、約2800人の元顧客らが全国17地方裁判所1支部において、役員責任に基づく損害賠償請求訴訟を闘っています。原告らは過払金債権者、被告らは、武富士創業者・亡武井保雄氏の、二男健晃氏、長男俊樹氏、妻博子氏など。損害額は、武富士の倒産により返還を受けられなくなった過払金相当額。会社法429条に基づく取締役の第三者に対する損害賠償責任(違法な経営によって武富士を破綻させ過払金を返還できなくさせた法的責任)を追及する訴訟です(過払金そのものは会社更生の範疇であり、本件訴訟はそれとは別に過払金相当額の損害賠償を会社に対してではなく、会社経営者とその相続人らに対して求めるというものです)。

訴訟進行の先頭に立つ、東京地裁民事第4部において、下記のとおり、創業者・武井保雄氏の二男にして、武井家の承継者、そして会社更生申立時の代表取締役であった、武井健晃氏の被告本人尋問が実施されることとなりました。

長年にわたり違法高金利を徴収し、多重債務問題を全国に拡散してきたサラ金業者。そのなかでも、盗聴事件などの反社会的行為により市場から不信任を突きつけられ、大手サラ金中唯一倒産した武富士。その特異かつ違法な経営の実態を明らかにします。

日時は 8月30日(金)午後1時40分から
場所は 東京地方裁判所 1階 103号法廷 です。

* 東京都千代田区霞が関 1-1-4

(地下鉄東京メトロ丸の内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関駅」A1 出口から徒歩1分、
地下鉄東京メトロ有楽町線「桜田門駅」5番出口から徒歩約3分)
電話番号 代表:03-3581-5411

つきましては、全国の関係者のみなさまにお知らせするとともに、法廷を満員にして裁判所に私たちの気持ちを伝えるため、傍聴を呼びかける次第です。この尋問で得られた成果は、全国の一連の裁判に活かされることとなります。

傍聴は誰でもできます。みなさま、ふるってご参加ください。